

第2回空港グランドハンドリング事業における適正取引等推進のための ガイドラインの策定に向けたWG 議事要旨

■日時：令和7年6月4日（水）10:00-11:30

■場所：中央合同庁舎2号館 国土交通省第1会議室

■議事：①取引の実態について（委託側からのヒアリング）

- ・国際航空運送協会
- ・定期航空協会

■出席者

（有識者）

（敬称略、五十音順）

首藤 若菜 立教大学経済学部経済政策学科 教授
手塚 広一郎 日本大学 経済学部長（※）
平井 彩 三浦法律事務所 パートナー

※委員長

（オブザーバー）

国際航空運送協会 マネジャー
定期航空協会 理事長
中小企業庁 事業環境部 取引課長
公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 企業取引課長（代理出席）

（航空局）

航空ネットワーク部 航空ネットワーク企画課長
航空ネットワーク部 航空事業課長
航空ネットワーク部 国際航空課長（代理出席）

■議事要旨

○資料2～3について、国際航空運送協会及び定期航空協会からそれぞれ説明及び質疑応答を実施。

《主なコメント》

- ・ 契約を進めるうえで、委託者、受託者の双方にとってベースとなる物が何も無いところから交渉を始めるケースで考えると、相対的に少しでも力の強い方がより有利に交渉を進めることになると思われる。よって、国際航空運送協会から説明のあった業界内における契約のひな形（Standard Ground Handling Agreement (SGHA)）は非常に有用。
- ・ 空港グランドハンドリング事業の受委託関係については、元請け事業者が下請け事業者に一定の専門性があることで自社で行っていない業務を委託するなどの場合も

あり、影響力の強い元請け事業者が下請け事業者に業務を多層的にどんどん押しつけていくという単純な業界構造とは一概には言えないと理解。

- ・ 想定され得るリスクへの対応については、契約内容に落とし込むことでカバーされるが、特に想定外の突発的な事象リスクに対して、そのコスト等を誰が負担するのかという点が大きな論点と考える。それが相対的に交渉力の弱い事業者の負担になるのは適切ではない。

以 上